

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告示

○道路の供用開始

(道路課)

一

○土地改良区の管理規程の変更の認可

(北部地方振興事務所)

一

## 公告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二

## 公安委員会

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習

二

の実施

二

## 正誤

○宮城県公報令和三年号外第二四号(令和三年三月三十一日付け)中

四

## 告示

○宮城県告示第五百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年七月十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月十六日

宮城県知事 村井嘉浩

道路の種類

路線名

供用開始の区間

供用開始年月日

一般国道 三九八号

栗原市志波姫沼崎堰畑一三九番三地从先から  
同市志波姫沼崎曾根七八番一地从先まで令和三年  
七月十六日

○宮城県告示第五百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七條の二第三項の規定により、小山田川沿岸土地改良区が管理する宿の沢ダム管理規程の変更を次のとおり令和三年七月七日認可した。

令和三年七月十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千葉 幸太郎

## 宿の沢ダム管理規程(変更概要)

一 管理者に関する事項

小山田川沿岸土地改良区宿の沢ダム管理責任者

二 その他管理規程に記載されている事項

1 ゲートの操作に関する事項

2 緊急事態における措置に関する事項

3 その他施設の管理に関し必要な事項

○宮城県告示第五百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七條の二第三項の規定により、小山田川沿岸土地改良区が管理する菅生ダム管理規程の変更を次のとおり令和三年七月七日認可した。

令和三年七月十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千葉 幸太郎

## 菅生ダム管理規程(変更概要)

一 管理者に関する事項

小山田川沿岸土地改良区菅生ダム管理責任者

二 その他管理規程に記載されている事項

1 ゲートの操作に関する事項

2 緊急事態における措置に関する事項

3 その他施設の管理に関し必要な事項

## 公告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年七月十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
多賀城市浮島二丁目百九十一番一、百九十二番、浮島字高原五十三番一の一部、五十四番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
多賀城市浮島字高原百三十一番地  
伊藤 美栄子

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年七月十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市矢本字太子前百六十六番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東松島市矢本字鳥子六十番一  
阿部 祐也

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年七月十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
柴田郡柴田町大字中名生字六角前五十六番一、五十九番一、五十九番二、五十九番三、六十番一、六十番二、六十番三、六十番四、六十一番一、六十一番二、六十一番三、五十九番一地先水の一部、字西洞明田三十番一、三十番二、三十一番一、二、百十四番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
角田市角田字幸町三番地  
有限会社若木商会

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第89号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年7月16日

宮城県公安委員長 森山 博

#### 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- (2) 実施期日

#### ア 新規取得講習

##### (ア) 第1回講習

令和3年9月13日（月）から同月21日（火）までの上、日曜日及び祝日を除く6日間

##### (イ) 第2回講習

令和3年10月7日（木）から同月14日（木）までの上、日曜日を除く6日間

#### イ 追加取得講習

##### (ア) 第1回講習

令和3年9月16日（木）から同月21日（火）までの上、日曜日及び祝日を除く3日間

##### (イ) 第2回講習

令和3年10月12日（火）から同月14日（木）までの3日間

#### 2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

#### 3 受付人員

新型コロナウイルス感染症感染拡大対策のため、第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて30人程度とし、宮城県内に居住する者のみ受付の対象とする。

#### 4 受講対象者

##### (1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

報 告 書

<p>イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申請受付日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当するもの</p> <p>5 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話</p> <p>宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取）</p> <p>なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p> <p>(2) 受付期間</p> <p>ア 第1回講習 令和3年8月16日（月）から同月20日（金）までの5日間（8月16日から同月19日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）</p> <p>イ 第2回講習</p>	<p>令和3年9月6日（月）から同月10日（金）までの5日間（9月6日から同月9日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）</p> <p>6 受講手続</p> <p>事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間</p> <p>ア 第1回講習 令和3年8月23日（月）から同月27日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>イ 第2回講習 令和3年9月13日（月）から同月17日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先</p> <p>事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。</p> <p>なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通</p> <p>エ 前記4-(1)～アに該当する者 最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(4) 前記4-(1)～イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(5) 前記4-(1)～ウに該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(6) 前記4-(1)～エに該当する者 旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p> <p>(7) 前記4-(1)～オに該当する者 旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p>
--	---

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納入すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
一般社団法人宮城県警備業協会

8 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全企画課  
（電話番号022-221-7171 内線3054、3055）

9 その他

- (1) 講習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、延期又は中止となる場合がある。
- (2) 受講に当たっては、感染症等予防対策（マスクの着用、会場入場前の手洗い等）を行うこと。
- (3) 講習の休憩時間等に他の受講者との不要な接触は控えること。
- (4) 講習日初日から起算して2週間前に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域への渡航歴、移動歴のある者の受講は認めない。
- (5) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。

正 誤

○宮城県公報令和三年号外第二四号（令和三年三月三十一日付け）中

ページ	段	行	正	誤
一〇	上	後ろから一〇	トからヌまでをチからルまで	トからリまでをチからヌまで